受益証券							
電子記録移転権利							
その他							

（注意事項）

⑸の注意事項に準じて記載すること。

［⑹～⑼　略］

⑽　有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等を除く。）の分別管理の状況

［表略］

（注意事項）

１　［略］

２　「管理場所及び国名」の欄には、自己で管理又は自己の固有財産と分別して管理している場合にはその旨、第三者をして管理させている場合には当該第三者の名称及び当該第三者が所在する国の国名を記載すること。なお、受益証券（第130条第２項に規定する受益証券をいう。(10－２）及び（10－３）において同じ。）を信託会社又は信託業務を営む金融機関をして管理させている場合には、国ごとに一括して受託銀行と記載すること。

［３～６　略］

（10－２）　有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等（令第１条の12第２号に規定する権利を除く。）に限る。）の分別管理の状況

区　分	数・額面金額	単　位
株　券	（　　）	
債　券	（　　）	
受益証券	（　　）	
そ の 他	（　　）	

（注意事項）

１　当期末現在における法第43条の２第１項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券について記載すること。

２　「数・額面金額」の欄には、株券については株数（単位：千株）、受益証券については口数（単位：百万口）、債券及びその他については通貨ごとに額面金額（単位：百万円）を記載すること。このうち、第136条１項第５号ロ及び第６号ロに掲げる方法以外

［⑹～⑼　同左］

⑽　有価証券の分別管理の状況

［同左］

（注意事項）

１　［同左］

２　「管理場所及び国名」の欄には、自己で管理又は自己の固有財産と分別して管理している場合にはその旨、第三者をして管理させている場合には当該第三者の名称及び当該第三者が所在する国の国名を記載すること。なお、受益証券（第130条第２項に規定する受益証券をいう。４及び（10－２）において同じ。）を信託会社又は信託業務を営む金融機関をして管理させている場合には、国ごとに一括して受託銀行と記載すること。

［３～６　同左］

［加える。］